

令和7年度版 年末調整と年収の壁

 税理士法人Y.K.C.



目次

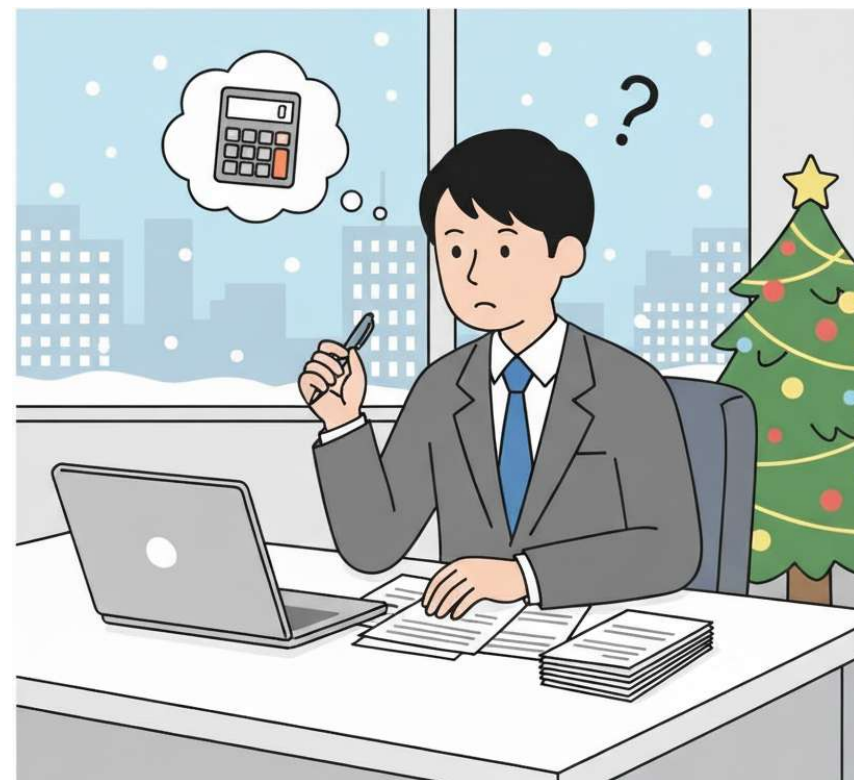
I 年末調整の概要と手続きの流れ	・・・ 3
II 令和7年分の年末調整における主な変更点	・・・20
III 令和7年度税制改正における年収の壁	・・・26
IV 年末調整についてまとめ	・・・34

I 年末調整の概要と手続きの流れ

I 年末調整の概要と手続きの流れ

毎年何となく行っている「年末調整」という煩わしい手続き。
一体何のために行っているのか、皆さまはご存じでしょうか？

これから年末調整の手続きを6つのステップに分けてご説明しますので、本資料をご一読いただき、年末調整についての正しい知識と手順を身に付けていただけますと幸いです。



年末調整の流れ6ステップ

ステップ1：年末調整とは何かを理解する



ステップ2：勤務先から書類を受け取る



ステップ3：必要な書類を準備する



ステップ4：申告書に記入して勤務先に提出する



ステップ5：勤務先が税額を計算し、差額を精算する



ステップ6：源泉徴収票を受け取る



ステップ1：年末調整とは何かを理解する

まず、年末調整が何のために行われるのかを知っておくと、手続きの流れが理解しやすくなります。

毎月のお給料からは、所得税が**概算の「源泉徴収」**という形で天引きされています。

1年間の給与総額が確定する年末に、生命保険料控除など、毎月の給与計算では考慮されていなかった各種控除を反映して、**納めるべき正しい所得税額（年税額）**を計算し直し、1年間に天引きされた所得税の合計額と正しい税額とを比べて、差額を精算する手続き、これが年末調整です。

- 天引き額が多すぎた場合 → 還付（お金が戻ってくる）
- 天引き額が少なかった場合 → 徴収（追加で支払う）



ステップ1：年末調整とは何かを理解する

また、次のようなケースでは年末調整の対象にはならず、ご自身で確定申告をする必要がありますので、併せて確認しておきましょう。

- 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- 2か所以上から給与をもらっている人
- 年の途中で退職し、再就職していない人



ステップ1：年末調整とは何かを理解する

【補足】年末調整をしていても確定申告が必要な場合

上記以外にも、年末調整は済んでいても、以下のようなケースでは改めて確定申告が必要になります。

- 給与以外の所得（副業など）の合計が20万円を超える場合
- ふるさと納税などの寄付金控除を受けたい場合（年間6箇所以上に寄付した場合）
- 医療費がたくさんかかったので医療費控除を受けたい場合（目安は年間10万円以上）
- 住宅ローン控除を初めて受ける年（1年目）の場合

ステップ2：勤務先から書類を受け取る

年末調整の時期（通常11月頃）になると、勤務先から年末調整に必要な以下の申告書類が配られます。

- A.給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- B.給与所得者の基礎控除申告書
- B.給与所得者の配偶者控除等申告書
- B.給与所得者の特定親族特別控除申告書（令和7年分から新設）
- B.所得金額調整控除申告書
- C.給与所得者の保険料控除申告書

※Bの「基礎控除・配偶者控除・特定親族特別控除・所得金額調整控除」は1枚の兼用様式になっています（基・配・特・所）。

勤務先によっては、書類の代わりにアプリで年末調整を行っています。

ステップ3：必要な書類を準備する

申告書を記入する前に、控除を受けるために必要な証明書類を手元に準備しましょう。

- 生命保険料や地震保険料の控除証明書：加入している保険会社から送られてきます。
- 社会保険料（国民年金など）の控除証明書：給与天引き以外にご自身で国民年金保険料などを支払っている場合に必要です。
- 住宅借入金等特別控除申告書と年末残高等証明書：住宅ローン控除を受ける2年目以降の人が対象です。
- 前職の源泉徴収票：本年中に別の勤務先があった人は、前の勤務先から必ず源泉徴収票をもらっておいてください。（収入を合算します。）

ステップ4：申告書に記入して勤務先に提出する

準備した証明書類をもとに、勤務先から受け取った各種申告書に必要事項を記入します。

アプリで年末調整を行う場合は、アプリ上で質問事項に回答することで、自動で申告書を作成してくれます。

書類の記入が終わったら、準備した証明書類を添付して、勤務先の指定する期限までに提出します。

アプリの場合も準備した証明書類の画像を添付し、勤務先の指定する期限までに回答しましょう。

年末調整で反映される主な控除は次の一覧表のとおりです。

ご自身がどの控除を受けられるか確認し、漏れなく控除を受けられるように
しましょう。



各種所得控除 一覧表

申告書上の対応番号	控除の種類	概要	記載する申告書
①	基礎控除	所得者本人の所得金額に応じて差し引かれる基本控除	B.基礎控除申告書
②	給与所得控除	給与収入から自動的に差し引かれる控除（必要経費相当）	不要（自動適用）※
③	特定親族特別控除（新設）	19～22歳の一定所得の親族を扶養している場合に控除	B.特定親族特別控除申告書
④	扶養控除	生計を一にする親族（16歳以上）がいる場合に控除	A.扶養控除等（異動）申告書
⑤	配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者がいる場合に控除	B.配偶者控除等申告書
⑥	勤労学生控除	本人が学生で一定の所得がある場合に控除	A.扶養控除等（異動）申告書

各種所得控除 一覧表

申告書上の対応番号	控除の種類	概要	記載する申告書
⑦	ひとり親控除	配偶者不在で子を養育している場合に控除	A.扶養控除等（異動）申告書
⑧	社会保険料控除	健康保険・年金・雇用保険などの保険料を控除	C.保険料控除申告書＋証明書
⑨	生命保険料控除	生命保険・個人年金などの保険料を控除	C.保険料控除申告書＋証明書
⑩	地震保険料控除	地震保険料や長期損害保険料を控除	C.保険料控除申告書＋証明書
⑪	小規模企業共済等掛金控除	iDeCoや小規模企業共済の掛金を全額控除	C.保険料控除申告書＋証明書
⑫	所得金額調整控除	年収850万円超で扶養親族に特別障害者や23歳未満の子がいる場合に控除	B.所得金額調整控除申告書

※給与所得控除の計算方法について

- 年収が162万5,000円以下の人→給与所得控除額は一律で65万円です。（令和7年度改正）
- 年収が162万5,000円を超える人→計算式や国税庁が公表している「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使って計算します。計算方法が分からない方は、勤務先の担当者に確認しましょう。

各申告書に記載する「所得金額」は、収入金額からこの「給与所得控除」を差し引いた後の金額を指します。

収入金額と所得金額を混同しないように注意しましょう！



A.給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記載例

[illegible]

扶

前年の申告内容
からの異動

☐ なし

前年と申告の内容が変わらない場合は、✓を入れると扶養親族などの記載を省略できます。

B.基・配・特・所の記載例

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 東淀川 税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	サンプル興業株式会社	「フリガナ」 あなたの氏名	サンプル 太郎	記載のしるしはこちら  基・配・ 特・所
	給与の支払者の 法 人 番 号		あなたの住所 又は居所	大阪府大阪市淀川区〇〇●-●-●	
	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)	大阪府大阪市淀川区西中島			

基·配·
特·所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	6,000,000 円	4,360,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合算額		4,360,000 円

↓

② 控除額の計算

所得の種類	控除額	所得金額
☐ 137万円以下	95万円	区分Ⅰ 88万円 68万円 63万円
☒ 137万円超 330万円以下	88万円	
☐ 330万円超 485万円以下	68万円	(B) 58万円
☐ 485万円超 650万円以下	63万円	
☐ 650万円超 900万円以下	58万円	(C) 48万円
☐ 900万円超 1,000万円以下	48万円	
☐ 1,000万円超 2,250万円以下	48万円	基礎控除の額 680,000 円
☐ 2,250万円超 3,400万円以下	48万円	
☐ 3,400万円超 4,000万円以下	48万円	
☐ 4,000万円超 5,000万円以下	38万円	※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
☐ 5,000万円超 5,800万円以下	38万円	

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
サツマハチ	みなと配属者の住居又は居所が異なる場合の配属者の住居又は居所	平成 71 年 1 月 1 日

サンプル 花子

大阪府大阪市淀川区〇〇●-●-●

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額①②③④

所得の種類	収入金額	所得金額
① 給与所得	1,299,600 円	649,600 円
② 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		649,600 円

判定

☐ 58万円以下かつ年齢70歳以上
 (「第31.1項対象」
 「老人控除対象配偶者に該当」) (①)

☐ 58万円以下かつ年齢70歳未満 (②)

☒ 58万円超95万円以下 (③)

☐ 95万円超133万円以下 (④)

区分Ⅱ
 配偶者控除
 配偶者特別控除
 ③

○ 控除額の計算

区分Ⅱ											
⑤(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額①②③④」)											
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
50万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円
30万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
10万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円
16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円

配偶者控除

配偶者特別控除

380,000 円

○ 配偶者の居住又は配属先が異なる場合の配属者の住居又は居所を勘定に反映しないこと

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ **特定親族の氏名等** (注)「特定親族」に該当するかは、第10の3～10の4をご確認ください。

特定親族の氏名	特定親族の個人番号	氏名と特定親族の生年月日 (注)15歳～19歳は15	あなたと特定親族の在籍又は居宅を 共有する場合の特定親族の住所又は居宅	通算住宅である特定親族 の生計を一にする事実	特定親族の本年の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1 サンプル 一郎		子 17 年 1 月 1 日			848,800 円	630,000 円
2		年 月 日			円	円

○ **控除額の計算**

特定親族の本年の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

英 件	☐ あなたの自身が特別障害者※2	(右の★欄のAを記入)	★ 特別 障害者 等	特別障害者に該当する事実 ☐ 扶養施設等内滞りとのとり
	☐ 同一生計配偶者※2が特別障害者	(右の欄及び★欄を記入)		
	☐ 扶養親族※2が特別障害者	(右の欄及び★欄を記入)		
	☐ 扶養親族が年齢に達未満(15歳以上22歳未満)	(右の欄及び★欄を記入)		

配偶者など、扶養親族がいない人は①の基礎控除部分のみ記載しましょう。

C.給与所得者の保険料控除申告書の記載例

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 東淀川 税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）	サンプル興業株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ザンブル とうろ	記載のしるはひはこちら  保
	給与の支払者の 法人番号			サンプル 太郎	
	給与の支払者の 所在地（住所）	大阪府大阪市淀川区西中島	あなたの住所 又は居所	大阪府大阪市淀川区〇〇●-●-●	

生 命 保 険 料 控 除	保険会社等の名称		保険等の種類	保険等の契約者の氏名	受取人の氏名	新・旧の区分	給付金の支払者の確認
	保険会社等の名称		保険等の種類	保険等の契約者の氏名	受取人の氏名	新・旧の区分	給付金の支払者の確認
一 般 の 生 命 保 険	サンプル生命	医療	終身	サンプル太郎	サンプル 花子	旧・旧 (a)	96,000 円
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
地 震 保 険	サンプル地震		地震	5年	サンプル太郎	旧・新 (b)	10,000 円
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
火 災 保 険	サンプル火災		火災	10年	サンプル太郎	旧・新 (c)	10,000 円
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
小 規 模 企 業 共 済 排 他 金 控 除	サンプル小規模企業共済		小規模企業共済	10年	サンプル太郎	旧・新 (d)	10,000 円
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
生 命 保 険 料 控 除	サンプル生命		医療	終身	サンプル太郎	旧・旧 (a)	96,000 円
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
						新・旧 (a)	
地 震 保 険	サンプル地震		地震	5年	サンプル太郎	旧・新 (b)	10,000 円
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
						旧・新 (b)	
火 災 保 険	サンプル火災		火災	10年	サンプル太郎	旧・新 (c)	10,000 円
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
						旧・新 (c)	
小 規 模 企 業 共 済 排 他 金 控 除	サンプル小規模企業共済		小規模企業共済	10年	サンプル太郎	旧・新 (d)	10,000 円
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	
						旧・新 (d)	

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

保険料控除がない人も赤色部分の指名・住所のみ記載しましょう。

ステップ5：勤務先が税額を計算し、差額を精算する

提出された申告書をもとに、勤務先が一人ひとりの年税額を計算します。

1. 1年間の給与総額と源泉徴収税額を集計
2. 給与所得控除後の金額を計算
3. 各種所得控除額を合計
4. 課税所得金額を計算
5. 算出所得税額を計算
6. 年調年税額（復興特別所得税を含む最終的な税額）を計算

この計算の結果、毎月の給与から天引きされていた源泉徴収税額の合計額と年調年税額を比較し、差額の精算が行われます。通常、12月分または1月分の給与で調整されます。

ステップ6：源泉徴収票を受け取る

年末調整が終わると、勤務先から「給与所得の源泉徴収票」が交付されます。

これは、あなたの1年間の収入と納めた所得税額を証明する大切な書類です。内容に間違いがないか確認し、大切に保管しましょう。

以上が年末調整手続きの基本的な流れです。令和7年分からは基礎控除や各種控除の所得要件などが改正されている点に注意が必要ですが、手続きの大きな流れは変わりません。



Ⅱ 令和7年分の年末調整における 主な変更点

Ⅱ 令和7年分の年末調整における主な変更点

令和7年度の税制改正では、私たちの所得税計算に直接関係するいくつかの重要な見直しが行われました。

これらの変更は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分（つまり、**令和7年12月に行う年末調整**）から適用されます。

主な変更点は次の4つです。

1. 基礎控除額が引き上げられます
2. 給与所得控除の最低額が引き上げられます
3. 新しい控除「特定親族特別控除」が創設されます
4. 各種控除の「所得要件」が10万円引き上げられます

1. 基礎控除額が引き上げられます

改正前：合計所得金額2,400万円以下の場合、一律で48万円でした。

改正後：以下の通り、所得に応じて控除額が細かく設定され、最大で95万円になります。

合計所得金額（給与収入のみの場合の目安）	基礎控除額
132万円以下（200万3,999円以下）	95万円
132万円超336万円以下 （200万3,999円超475万1,999円以下）	88万円
336万円超489万円以下 （475万1,999円超665万5,556円以下）	68万円
489万円超655万円以下 （665万5,556円超850万円以下）	63万円
655万円超2,350万円以下 （850万円超2,545万円以下）	58万円

2. 給与所得控除の最低額が引き上げられます

改正前：年収162.5万円以下の場合、給与所得控除は55万円でした。

改正後：年収162.5万円以下の場合、給与所得控除は65万円になります。

この改正に伴い、給与所得控除の計算方法も新しくなります。

※詳細は「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」をご参照ください。

なお、給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額に変更はありません。



3. 新しい控除「特定親族特別控除」が創設されます

扶養控除の対象から外れてしまう大学生などの子どもがいる家庭の負担を軽減するため、「特定親族特別控除」という新しい所得控除が作られました。

対象となる親族（特定親族）

- 年齢：19歳以上23歳未満の親族
- 所得：合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみなら年収123万円超188万円以下）
- 控除額：扶養している親族（子など）の所得金額に応じて、最大63万円が所得から控除されます。

この控除を受けるには、年末調整の際に新しく「給与所得者の特定親族特別控除申告書（申告書B）」を勤務先に提出する必要があります。

4. 各種控除の「所得要件」が10万円引き上げられます

基礎控除と給与所得控除の見直しに伴い、扶養親族や配偶者控除、勤労学生控除などの対象となるための所得要件が、一律で10万円引き上げられます。

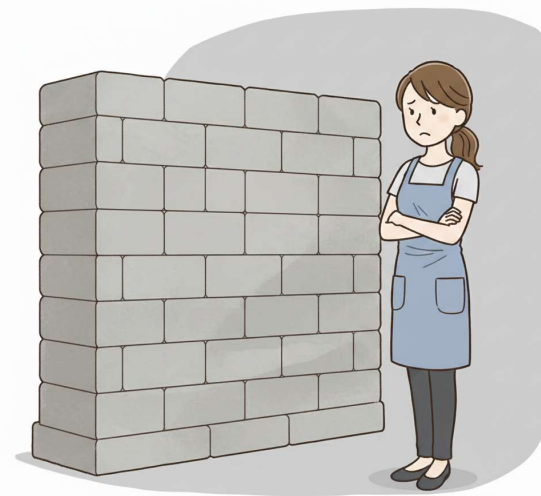
控除の対象	改正前の合計所得金額要件 (給与収入のみの場合の目安)	改正後の合計所得金額要件 (給与収入のみの場合の目安)
扶養親族・同一生計配偶者	48万円以下 (年収103万円以下)	58万円以下 (年収123万円以下)
配偶者特別控除	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (年収130万円以下)	85万円以下 (年収150万円以下)
ひとり親の生計一の子	48万円以下 (年収103万円以下)	58万円以下 (年収123万円以下)

Ⅲ 令和7年度税制改正における 年収の壁

Ⅲ 令和7年度税制改正における年収の壁

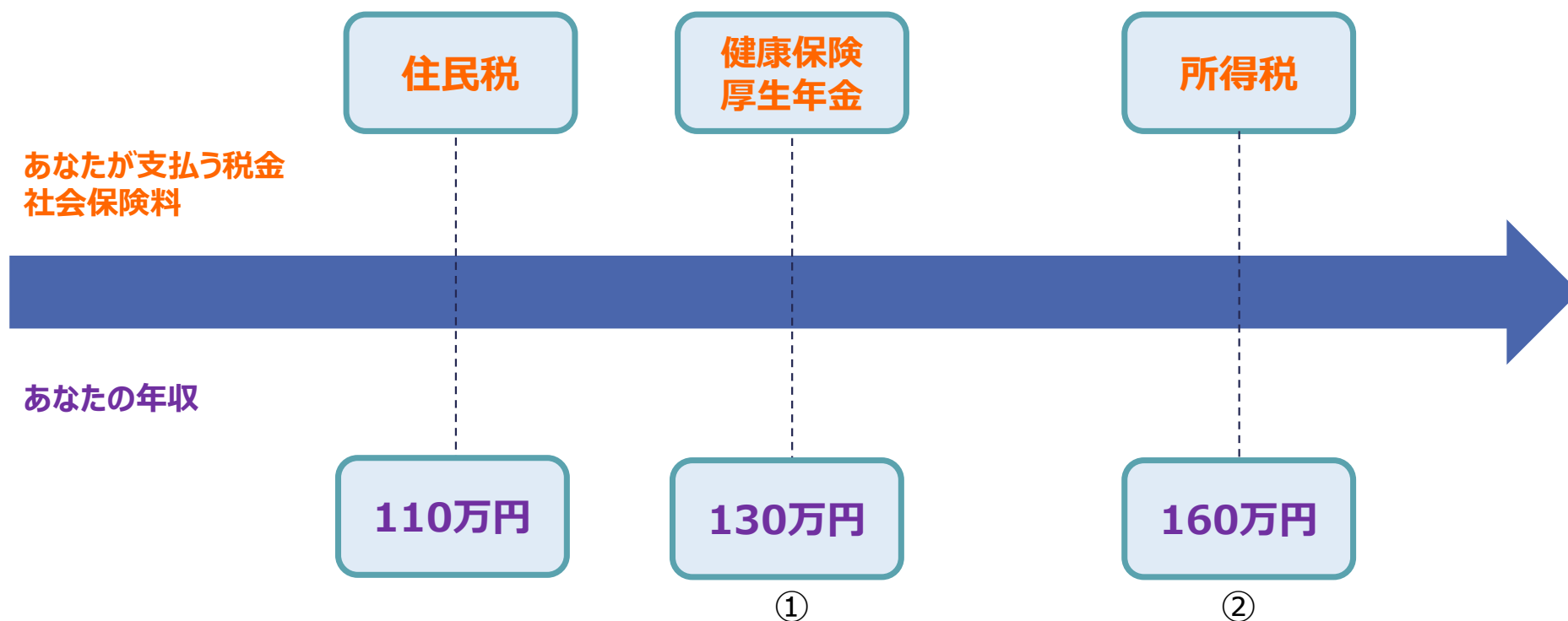
最後に、令和7年度の税制改正によって年収の壁がどのように変わったのかを見ていきましょう。

特に、パートやアルバイトで働く人々にとっては、健康保険料や厚生年金料をご自身で負担することにより、給与の手取り額が大幅に減少するため、これまでどおり、所得税の壁よりも健康保険・厚生年金の被扶養者になれるかどうかが一番の関心事と言えそうです。



年収の壁 簡易チェックシート

～主婦（夫）パート編～



手取り年収の例

～主婦（夫）パート編～

①年収1,299,600円（108,300円/月）

給与収入	1,299,600円
健康保険・厚生年金	0円
雇用保険	7,147円
所得税	0円
住民税	26,200円
手取り年収	1,268,753円

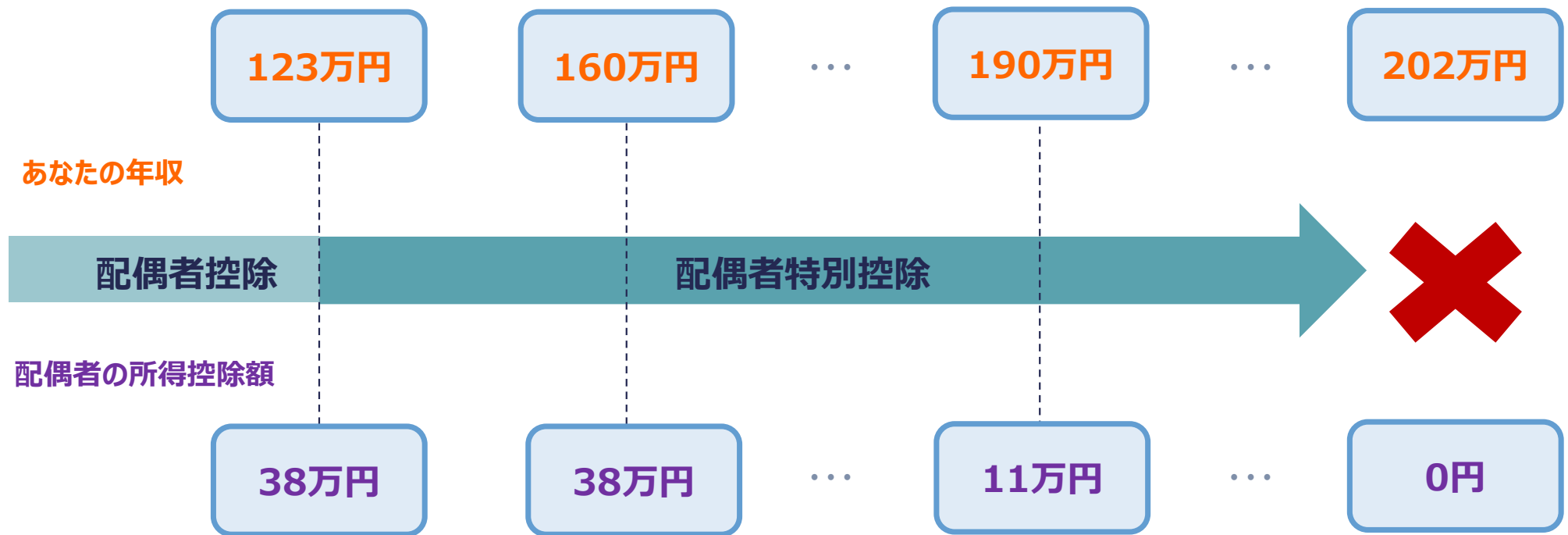
②年収1,599,600円（133,300円/月）

給与収入	1,599,600円
健康保険・厚生年金	240,312円
雇用保険	8,797円
所得税	0円
住民税	32,000円
手取り年収	1,320,991円

※住民税は市町村によって異なります。健康保険料は都道府県によって異なります。
健康保険料に介護保険料を含んでいます。（40歳以上を想定）

配偶者控除 簡易チェックシート

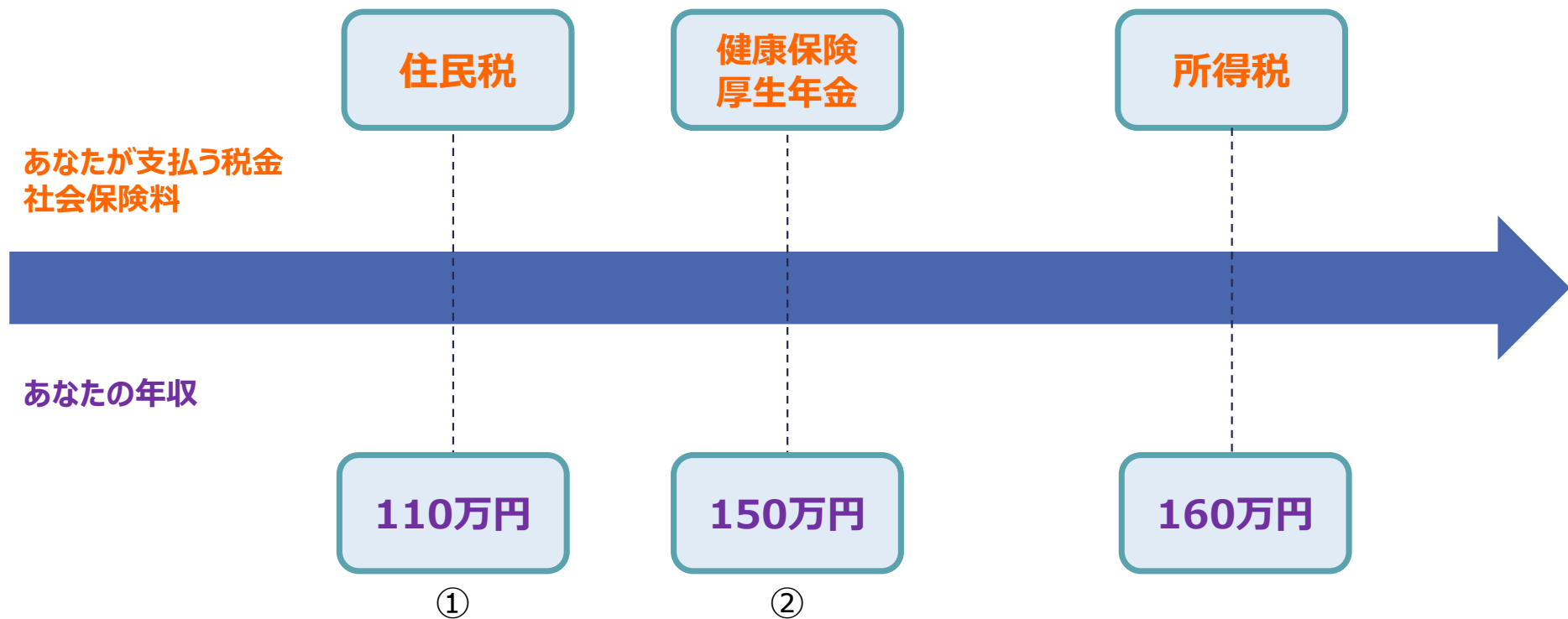
～主婦（夫）パート編～



※70歳未満のパートタイマーで、配偶者の年収が1,000万円以下の場合の例。
配偶者の収入が1,195万円以上の場合は配偶者（特別）控除を受けられません。

年収の壁 簡易チェックシート

～学生アルバイト編～



※19～22歳までの方が対象。（学生でなくても可。）

手取り年収の例

～学生アルバイト編～

①年収1,080,000円（90,000円/月）

給与収入	1,080,000円
健康保険・厚生年金	0円
雇用保険	0円
所得税	0円
住民税	0円
手取り年収	1,080,000円

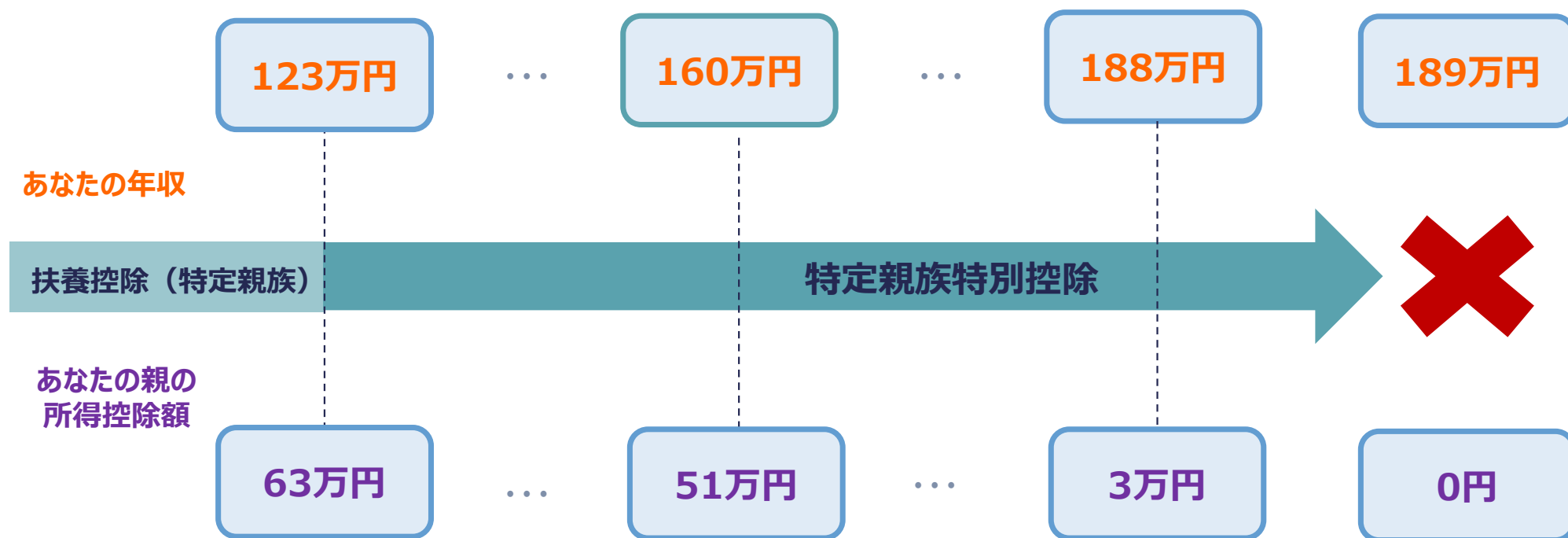
②年収1,498,800円（124,900円/月）

給与収入	1,498,800円
健康保険・厚生年金	0円
雇用保険	0円
所得税	0円
住民税	46,800円
手取り年収	1,452,000円

※住民税は市町村によって異なります。上記の試算に勤労学生控除は適用していません。
20歳～22歳の場合は、別途国民年金への加入が必要です。（学生の猶予制度あり。）

特定親族扶養控除 簡易チェックシート

～学生アルバイト編～



※19～22歳までの方が対象。（学生でなくても可。）

IV 年末調整についてまとめ

IV 年末調整についてまとめ

これまで見てきたように、令和7年度の税制改正では、複数の所得控除について所得要件の緩和が見られ、皆さまご自身やご家族の年税額が下がることが予想されます。しかしながら、申告書の記載はこれまでより複雑になり、書類を記載する皆さまや年税額を計算する勤務先の担当者にとってはより煩わしい手続きになることでしょう。

これを機に、申告書類の記載に替えてアプリの導入を進めてみませんか？

アプリ上の質問に答えるだけで、煩雑な計算も自動で行ってくれます。

弊社では、マネーフォワードの年末調整アプリの初期設定・運用に関する導入サポートを行っております。

サービス概要や費用に関するご相談も、
弊社スタッフまでお気軽にお声掛けください！

